

取手市国民健康保険税条例の改正(案)

国民健康保険法及び地方税法の一部を改正する政令が令和3年6月11日に公布されたこと、茨城県国民健康保険運営方針にて令和4年度から県内の国民健康保険料(税)の賦課方式を2方式に統一するとしていることに伴い、取手市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正内容(案)

- ・本則中の「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。
- ・世帯別平等割に関する規定を削除する。
- ・未就学児に対する被保険者均等割額に対する減額に関する規定を追加する。
- ・18歳以下の被保険者に対する被保険者均等割額に対する減免の規定から未就学児を除く。